

## 2. 4 「廃止・休止・変更・再使用」届基準

昇降機は、1 台毎に設置要件等も登録した管理をしているため、昇降機等を撤去する場合、または新規に入れ替える場合には、廃止届を提出しなければならない。

また次回報告期限を越えて昇降機等を休止する場合は、休止届が必要である。この休止を解除する場合は、事前に定期検査を実施し定期検査報告書に「再使用届」を添付し提出する。

なお、遊戯施設の全天候型ウオータースライドのように、期限を限って季節営業するものは、営業開始前に定期検査を実施して報告する。

### 1. (定 義)

#### 1. 1 休・廃止、

- ・廃止……撤去をいう。

移設の場合には、廃止届及び確認申請書（又は計画通知書）の提出を必要とする。

- ・休止……有期間運転を停止する場合をいう。

休止しようとする期間が、報告済証の有効期限を経過するとき、又は予測されるときは、休止届の提出を必要とする。

#### 1. 2 変更

- ・変更……次の各号のいずれかに掲げる部分の仕様変更をする場合をいう。

ただし、※印の項目については、軽微な場合を除く

##### (1) 既設エレベーター

(イ) 乗場の増設及び変更 (安全計画書が必要な場合あり)

※ (ロ) 乗場及びかごの戸の変更 ( " )

(ハ) 調速機の変更

(ニ) かごの交換

(ホ) 巻上機の変更 (電動機の容量増を伴わない場合)

※ (ヘ) 安全装置の増設及び変更

(ト) レールの変更

(チ) 用途を乗用から荷物用に変更等

(リ) 機械台の変更

(ヌ) 定格速度の変更 (スピードアップを伴わない場合)

(ル) 制御方式の変更等

##### (2) 既設エスカレーター

※ (イ) 安全装置の増設及び変更

(ロ) 防火シャッターの設置に伴う連動装置の変更

(ハ) 電動機容量の変更 (電動機容量増を伴わない場合)

##### (3) 既設小荷物専用昇降機

出入口の増設及び変更 (安全計画書が必要な場合あり)

既存の昇降機の改修工事を行うにあたり、その改修工事の内容が以下のように重要な仕様の変更等を伴う場合は、原則として、確認申請を必要とする。

(4) 既設エレベーターの改修

(イ) 機械室を移設するとき。

(ロ) エレベーターを全部取り替えるとき。(乗場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も、全部取り替えとみなす)

(ハ) エレベーターの用途を変更するとき。

(ニ) 定員、積載荷重又は速度を変更するとき。

(ホ) 昇降行程を延長する場合

(5) 既設エスカレーターの改修

(イ) 輸送能力を変更するとき。

(ロ) エスカレーターを入れ替えるとき。

(ハ) エスカレーターを移設するとき。

(6) 小荷物専用昇降機の改修

エレベーターの改修を準用する

また、上記以外の軽微な改修等の場合、特定行政庁は法第12条第3項の規定に基づく報告を求めることとする。

この場合、報告を求められた者は、取扱いの詳細について、各特定行政庁に照会するものとする。

1.3 再使用……休止から稼動に切り替える場合をいう。

再使用の時期が報告済証の有効期限を経過している場合には、昇降機検査資格者による再使用検査を行い、再使用届に加え定期検査報告書の提出を必要とする。

**2.5 各種届の提出経路**

休止、廃止、変更届、再使用届は、正副各1部を、当協議会経由で当該特定行政庁に提出する。移設の場合は、廃止届及び、移設先の確認申請書（又は計画通知書）を新設工事と同様に当該特定行政庁に提出する。